

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

〔令和5年9月13日開催 全国地方銀行協会／

令和5年9月14日開催 第二地方銀行協会〕

1. 業態横断的なモニタリング方針等について

- 2023年8月29日に令和5事務年度の金融行政方針を公表した。その中で、今事務年度の業態横断的なモニタリング方針について記載しているので、確認いただきたい。
- 金融庁としては、各項目について、データ分析や金融機関との対話を通じ、深度あるモニタリングを実施していきたいと考えている。効率的な運営に配慮するので、ご協力をお願いしたい。

(参考) 例えば、以下などに取り組む旨を記載している。

- ① 金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向け、金融機関の経営戦略を確認するとともに、営業基盤、財務基盤、ガバナンスや信用・市場・流動性等の各種リスク管理態勢（ストレス時の対応プロセスを含む）、内部監査等について対話等を通じたモニタリングを行い、それぞれの状況に応じて経営基盤の強化を促す。

国内外の金融政策・金利動向を含め、グローバルな金融経済情勢等の動向を注視し、その動向が金融システムの安定に与える影響について分析を行う。

- ② 金融機関による顧客本位の業務運営の確保に向け、顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が構築されているかについてモニタリングを行う。

特に、(ア)リテールビジネスへの経営陣の関与状況、(イ)顧客本位に基づく持続可能なビジネスモデルの構築状況、(ウ)「取組方針」の質の改善と営業現場への定着状況・動機付け、(エ)業界規則等を踏まえた仕組債への対応状況、販売実績や苦情に照らして留意すべき高リスクの金融商品の販売・管理態勢、(オ)実効性ある検証・牽制態勢を含めたPDCAの実践状況といった点について、重点的にモニタリング。

- ③ マネロンガイドラインで求めている実効的な態勢整備を金融機関が2024年3月までに完了するよう、業界団体と連携し、フォローアップを行う。特に、規程類の整備を含め、実効的な取組の前段階となる部分において進捗に遅れが見られる金融機関には、集中的にモニタリングを行い、期限を意識した着実な対応を促す。また、2024年4月以降の態勢の有効性検証等のため、検査・監督体制のあり方について検討を進める。

「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」等を踏まえつつ、他省庁等と連携して、金融機関における防犯対策の強化や本人確認手法の見直し等について検討を行う。

- ④ 経営陣のリーダーシップの発揮状況を含め、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の実効性について検証し、その強化を促す。特に、定期的な脆弱性診断・ペネトレーションテスト等を通じた自社対策の有効性の検証や、演習等を通じたインシデント対応能力の検証が

適切に行われているか、把握された課題について計画的に対策を講じているか、といった点について、重点的にモニタリング。

サイバーセキュリティ管理態勢の成熟度を評価する点検票に基づく自己評価の実施を地域金融機関、保険会社及び証券会社に求め、自律的な態勢の強化を促す。

金融庁が主催する金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall VIII)を通じ、金融業界全体の事態対処能力の向上を促す。

- ⑤ 経済安全保障推進法の円滑な制度開始（2024 年春）に向けて、政令等の整備、関係機関との連携、「基幹インフラ制度に関する相談窓口」の運営等を通じた関係事業者との丁寧な対話を進める。

- ⑥ 金融機関のシステムについて、重大な顧客被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、機動的に金融機関のシステムリスク管理態勢（外部委託先の管理態勢を含む）を検証し、必要に応じて改善を促す。

リスクの高いシステム統合や更改については、あらかじめ金融機関のプロジェクト管理の実効性を検証する。

大手金融機関を中心に、IT レジリエンスについて実態把握や対話を行う。

- ⑦ 金融機関との対話等においては、金融機関の役職員の心理的安全性の確保に努める。また、金融機関や新規参入希望者からの法令解釈に関する問い合わせ等に対しては、可能な限り、迅速で明確な回答に努める。

2. 地域銀行有価証券運用モニタリングレポートの公表について

- 金融庁では、金融システムの安定性を維持する観点から、総合政策局モニタリング部門が監督局・財務局と連携し、地域銀行の有価証券運用について、リスクテイク規模が大きい先を対象に、重点的なモニタリングを実施している。

- 具体的には、各金融機関の経営環境・規模・特性にも留意しつつ、

- ① 経営体力・リスクコントロール能力に見合ったリスクテイク
- ② リスクテイクに見合った実効的な運用態勢・リスク管理態勢の構築
- ③ リスクガバナンスの発揮

についてモニタリングを進めている。

- モニタリングにおける主な論点については、これまでの意見交換会（2022 年 12 月、2023 年 6 月）においても情報共有してきたが、9 月 8 日に、把握した事例と合わせ、「地域銀行有価証券運用モニタリングレポート」として公表した。

※ 2018 年 7 月にも、2016 事務年度以降に実施したモニタリングに関する問題意識をとりまとめ、公表。

- 本レポートは、金融機関に画一的な対応を求めるものではなく、対象先以外の金融機関（主に、有価証券運用のリスクテイク規模が大きい先を想定）において、リスク管理上の参考としていただくことを目的としている。
- 金融庁は、今後も、重点的なモニタリングを通じて、金融機関における運用態勢・リスク管理態勢の強化やリスクガバナンスの発揮に向けた創意工夫を後押ししていく。各金融機関においても、一層の創意工夫と高度化を期待したい。

3. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表について

- 金融庁では、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「原則」）を採択した金融事業者を掲載した「金融事業者リスト」を定期的に更新・公表しているが、9月8日に最新版を公表した。

※ 今回からリストへの掲載要件を見直し。従来は、取組方針・取組状況の公表に加え、事業者の取組方針等の各項目と「原則」の各項目との対応関係を任意の方法で整理・公表すればリストに掲載していたが、任意の方法では対応関係が依然として不明確な先も相応に存在したことから、見直し後は、当庁所定の対応関係表を用い、対応関係を整理・公表することを要件に追加。

- 金融機関におかれては、顧客本位の業務運営に関する取組を進化させるため、改めて、顧客や現場の従業員のつもりで取組方針を読み直し、以下を確認するとともに、営業現場において取組方針が実践されるよう取り組んでいただきたい。

- ・ 策定・公表した取組方針が、
 - ①顧客目線になっているか（資産運用・資産形成に向け、どのような支援をしてくれるのかが具体的に分かる内容か）、
 - ②従業員目線になっているか（取り組むべき行動が明確であり、営業現場でも実現可能な内容か（＝「取組方針」の品質向上）
- ・ 販売・管理態勢、2線・3線の態勢、業績評価等は適切か、営業現場は取組方針を実践できているか（＝「取組方針」の実践）

4. フィッシング対策の強化について

- 2023 年上半期において、フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングによる預金の不正送金被害が急増している。

※ 1 被害件数は過去最多の 2,322 件、被害額は約 30 億円（8 月 4 日時点）。

※2 主な手口として、銀行を騙った SMS 等のフィッシングメールを通じて、インターネットバンキング利用者を銀行のフィッシングサイト（偽のログインサイト）へ誘導し、インターネットバンキングの ID やパスワード、ワンタイムパスワード等の情報を窃取して預金の不正送金を行った事例が見られる。

- こうした状況を踏まえ、2023 年 8 月 8 日に警察庁と連名で、金融庁ウェブサイト等により、一般の利用者に向けて注意喚起を行った。

※3 「フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金被害の急増について（注意喚起）」(https://www.fsa.go.jp/ordinary/internet-bank_2/10.pdf)。なお、当庁ウェブサイトでの注意喚起と合わせて、金融庁公式 Twitter においても継続的に注意喚起を実施。なお、令和 4 年 9 月と令和 5 年 4 月にも同様の注意喚起を実施。

5. サイバーセキュリティの強化について

- 金融業界全体のインシデント能力向上のため、2023 年も 10 月にサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VIII）を実施予定。
- 参加金融機関におかれては、経営層も積極的に参加いただき、インシデント発生時の意思決定、サイバー攻撃の検知・顧客対応・業務復旧など、コンティンジェンシープランの実効性について確認いただきたい。
- 次に、6 月下旬に協会を通じて各金融機関に依頼した「サイバーセキュリティに関する点検票」※に基づく自己評価については、現在、日本銀行・金融庁で自己評価結果を集約中。

※ 昨年度から取組を実施している。今年度の点検票の特徴は、業界に共通する課題である「サイバーセキュリティ人材の確保・育成」に関する設問や、より先進的な「ゼロトラスト」^(注)の取組に関する設問を新たに追加することにより、内容を充実させている点。

(注) ゼロトラストとは、ネットワークの内外にかかわらず、従業員の端末通信や情報資産へのアクセス等についても常に監視することでセキュリティを確保する考え方。

- 2023 年 11 月以降、他の金融機関対比での自組織の位置付けなどに関する情報の還元を予定している。経営陣におかれては、評価結果に基づき、人員・予算、人材育成を含め、体制整備と対策の実効性向上を主導していただきたい。

6. 経済安全保障推進法に基づく内閣府令の公表等について

(全国地方銀行協会のみ)

- 経済安全保障推進法で規定された「特定社会基盤役務の安定的な提供の確保」

に関する制度（2024 年春制度開始）では、「特定社会基盤事業者」が、「特定重要設備」の導入や、他の事業者に委託して特定重要設備の「重要維持管理等」※¹を行う場合に、主務大臣に計画書を事前届出することを求めている。

※1 特定重要設備の機能を正常な状態に保つため、その保守点検、機器の修理・部品の交換、プログラムの更新等を行うことや、その運用、制御等を行うこと。

- 先般、「特定社会基盤事業者の指定基準」及び「特定重要設備」に関する内閣府令（案）の意見公募を行った※²ところであるが、近く、「重要維持管理等」及び各種手続等に関する内閣府令（案）の意見公募も予定している。

※2 6/15 開始、7/14 締切、8/9 に結果等を公表。

- 金融庁としては、円滑な制度開始に向けて、金融機関との間で丁寧な対話に努めていく所存であり、引き続きご協力いただきたい。なお、金融庁を含む関係省庁は、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付け、対象事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うことを目的に、「相談窓口」を設置している。各金融機関におかれては、こちらも積極的にご活用いただきたい。

7. マネロン対策等に係る広報について

- 金融庁は、2023 年 7 月より、金融機関による継続的顧客管理の重要性・必要性を訴求した国民向けインターネット広告の配信（ユーチューブ広告やバナー広告）を開始した。配信期間は 2024 年 3 月中旬までを予定している。
- 各金融機関におかれては、例えば、金融庁ウェブサイトに掲載されている URL の QR コードリンクを顧客宛ての確認書面に記載するなど、顧客に対してのご説明・ご案内の際に積極的に活用いただきたい。
- 今後も、より多くの一般利用者にマネロン対策等について理解と協力をいただけるよう、引き続き広報に力を入れていきたい。

8. 特殊詐欺事案対策の検討状況について

- 特殊詐欺事案に対しては、2023 年 3 月の犯罪対策閣僚会議で決定した「緊急対策プラン」に基づき、現在、警察庁をはじめとする関係省庁と業界団体において、具体案について検討を行っている。

※「SNS で実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」

- 緊急対策プランには、預貯金口座の不正利用防止対策の強化など、金融機関の実務に大きな影響がある項目も含まれており、金融庁としては、具体策の検討に当たって、犯罪抑止効果と顧客利便とのバランスを確保することが重要であるものと認識している。
- 今後も、関係する業界団体と意見交換を行い、具体策の策定に向け、丁寧な調整を行っていきたいと考えている。ご協力をお願いしたい。

9. 令和5年台風第6号、第7号及び第13号に伴う災害等に対する金融上の措置について

- 令和5年台風第6号、第7号及び第13号に伴う災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の台風に伴う災害等に対し、沖縄県、京都府、兵庫県、鳥取県、千葉県、茨城県及び福島県に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する沖縄総合事務局及び財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

自治体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
○令和5年台風第6号			
沖縄県	8月1日 (8月4日)	沖縄総合事務局	8月4日
○令和5年台風第7号			
京都府	8月14日 (8月15日)	近畿財務局	8月15日
兵庫県	8月15日 (8月15日)	近畿財務局	8月16日
鳥取県	8月15日 (8月15日)	中国財務局	8月16日
○令和5年台風第13号			
千葉県	9月8日 (9月8日)	関東財務局	9月11日
茨城県	9月8日 (9月8日)	関東財務局	9月11日
福島県	9月8日 (9月8日)	東北財務局	9月11日

注：内閣府公表日順

10. 挑戦する中小企業応援パッケージの公表について

- 金融庁においては、経済産業省・財務省と連名で、コロナ資金繰り支援を見直すとともに、挑戦する事業者の経営改善・再生支援の強化を図るために「挑戦する中小企業応援パッケージ」を8月30日に新たに策定・公表した。
- 同パッケージは、
 - ・ 100%保証のセーフティネット保証4号を借換目的に限定し、日本公庫のスーパー低利融資の金利引下げ幅を縮小する一方、公庫のコロナ資本金劣後ローンを延長し限度額を上げるなど、メリハリのある資金繰り支援への移行を図りつつ、
 - ・ 民間金融機関による「早期経営改善計画策定支援事業」の利用を一定条件下で認めるなどの経営改善・事業再生支援等の強化策を盛り込んでいる。同パッケージについては2023年9月1日付で会員各金融機関に対する周知・徹底をお願いする要請文を発出しているが、各金融機関におかれては、これを踏まえ、事業者支援の徹底を引き続きお願いしたい。
- なお、現在、事業者支援に関する重点的なヒアリングを実施しているところ。ヒアリングを通じて把握した課題等を踏まえ、事業者支援の更なる推進を図ることを目的としている。既にヒアリングにご対応いただいた銀行もあると思うが、引き続きご協力をお願いしたい。

11. ALPS 処理水の海洋放出に伴う輸出先の国又は地域における輸入規制措置等の影響を踏まえた金融上の対応について

- 今般の ALPS 処理水[※]の海洋放出に伴う輸出先の国又は地域における水産物の輸入規制措置等の影響により、漁業や水産加工業、卸売業等の事業者の経営等に支障を来すことが懸念されている。
- ついては、こうした事業者の資金繰りに支障が生じないように、政府系金融機関等の関係機関とも緊密に連携しつつ、返済猶予や条件変更を含む資金繰り相談に丁寧に対応するとともに、資金面の支援に加え、販路拡大・マッチング支援など、政府による各種施策も活用しながら事業者の状況やニーズに応じたきめ細かく弾力的な支援をお願いしたい。

※ 多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水をいう。

12. REVICareer(レビキャリア)の足元の登録・マッチング状況について

- REVIC が整備する人材プラットフォーム「REVICareer(レビキャリア)」について、2021 年 10 月の本格始動以降、人材・求人票の登録件数は着実に増加しており、一定数のマッチングも実現しているところ。
- 足元の数値（2023 年 8 月 31 日時点）について申し上げますと、登録件数については、大企業人材が 1,898 人、地域金融機関が 121 機関、求人票が 1,602 件となっており、マッチング件数については 30 件となっている。
- 金融庁としては、経営人材を登録する大企業や、人材マッチングを担う地域金融機関の意見等も踏まえ、様々な制度改善等に取り組み、転籍や兼業・副業、出向といった多様な形でのマッチングを推進していくので、引き続きご協力をお願いしたい。

13. 銀行等代理業における法令等の遵守を確保する業務に係る責任者等について

- 政府においては、「デジタル原則」（令和 3 年 12 月閣議決定）や「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月デジタル臨時調査会決定）を踏まえ、「人の介在（対面、常駐、資格者配置、拠点設置、目視、立入等）を見直し、点検等の遠隔実施、自動化・機械化等の最大限のデジタル化を基本とすること」としている。
- これに関して、銀行等代理業において、法令等遵守に係る責任者や、その指揮をする統括責任者の営業所等ごとへの配置を求めているが、「デジタル原則」を踏まえ、適切に業務を遂行することが出来る限りにおいて情報通信技術を利用する方法により業務に従事すること（テレワークを想定。）が可能である旨を明確化し、業界団体宛てに周知したので、各金融機関においては、提携する銀行等代理業者への周知をお願いしたい。

14. 「遺留金等に関する実態調査書」の公表及び手引きの再周知について

- 2021 年 3 月、厚生労働省及び法務省は、「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引」（以下「手引」という。）をとりまとめ、地方公共団体に対し通知するとともに、金融庁からも、各協会（全国銀行協会等）を通じて、各金融機関宛に周知を実施したところ。
- こうした中、総務省は、2021 年 12 月から 2022 年 11 月に実施した調査につ

いて、その結果を「遺留金等に関する実態調査結果報告書」として、2023 年 3 月 28 日に公表した。

- 報告書によれば、手引において、市区町村が支弁した葬祭費用について、死亡人の預貯金を現金化したものを充当できることが明示されているが、その後も、預貯金の引き出しが相続人に優先する法的根拠が不明などとして、市区町村が金融機関において預貯金を引き出せない事例が一部において認められた。
- 以上を踏まえ、報告書においては、厚生労働省に対して、
 - ・ 関係省庁と連携し、法的根拠を手引等で明示し、市区町村・金融機関に周知
 - ・ 周知後に対応状況を調査し、支障となっている点を把握し改善を検討するよう勧告された。
- これを受けて、2023 年 7 月 4 日、金融庁より各協会に対し、手引を再度周知するよう事務連絡を発出した。
- 既に、預貯金の引き出しにご対応いただいている金融機関もあると認識しているが、改めて改訂された手引を踏まえ、各地方公共団体と連携するなど、適切な対応をお願いしたい。

15. 金融行政方針の公表について

- 2023 年 8 月 29 日、令和 5 事務年度の金融行政方針を公表した。これは、事務年度ごとに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにするものであり、本事務年度においては、4 本柱で構成している。
- 基本的にこれまでの金融庁の行政の考え方や課題意識を踏まえたものとなっていると考えている。
- 金融庁としては、各金融機関と課題認識等を共有し、建設的な対話を行うことが重要であり、この金融行政方針は、その点で良い材料になると考えている。金融庁では、今後、本方針等に関する説明会を各地域で開催する予定であるが、行政方針の内容で不明な点、懸念点、提言したい点があれば、気軽に問い合わせ等をしていただきたい。

16. 税制改正要望について

- 2023 年 8 月 31 日、令和 6 年度の税制改正要望項目を公表した。
 - 主要な項目としては、
 - ① 「資産所得倍増プラン」及び「資産運用立国」の実現に向けた措置として、
 - ・ 関係手続のデジタル化等 NISA の利便性向上等、
 - ・ 上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し、
 - ・ 金融所得課税の一体化、
 - ② 「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現に向けた措置として、
 - ・ クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し、
 - ・ 店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化又は延長、
 - ・ 海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコールフットィング、
 - ③ 保険については、生命保険料控除制度の拡充、
 - ④ 暗号資産については、第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し
- などを要望している。
- 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、業界の皆様におかれても、引き続き、ご協力をお願いしたい。

17. 新しい NISA の開始に向けて

- 令和 5 年度税制改正において NISA の抜本的拡充・恒久化が実現し、2024 年 1 月より新しい NISA が開始することとなっている。
- 新しい NISA 制度は、長期・積立・分散投資を基本とし、企業の成長投資につなげつつ、利用者一人ひとりのニーズに応じた柔軟な投資が可能なものとなっており、中間層を中心とする幅広い層における長期安定的な資産形成に資するものと考えている。

- 金融庁としては、新しいNISAの活用を通じて、多くの方に資産形成を実現していただきたいと考えているが、そのためには、利用者と日頃から接している皆様の対応や協力が不可欠である。
- 販売会社となる地方銀行・第二地方銀行の皆様におかれては、長期・積立・分散投資により安定的な資産形成を目的とする制度趣旨を改めてご確認いただき、顧客がそれぞれのニーズに応じた投資が実現できるよう、顧客本位での販売・勧誘、信頼されるサービスの提供を、引き続きよろしくお願いしたい。
 例えば、新しいNISAの成長投資枠においては、複利による長期での運用効果が低い毎月分配型商品を対象外としているが、毎月分配型でないにしても、元本を取り崩して分配を行う商品や、分配頻度の高い商品については、長期の資産形成を目的とする制度趣旨に即しているのか、真に顧客のためになっているのかといった観点が重要と考えており、販売・勧誘にあたっては、よくご確認いただきたい。
- これらも含め、業界の皆様とは、NISAのブランド化に向けて、顧客本位の観点から、商品・サービスをより良いものにしていこう、これ以外の論点も含めて引き続き議論させていただきたい。

18. 7月G20及び9月G20サミットの成果物について

- 2023年7月17日から18日にかけて、インドのガンディーナガルにおいてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が、2023年9月9日から10日にかけてインドのニューデリーでG20首脳会議が開催された。両会合における金融分野の主な成果をご紹介します。
- ・ 暗号資産やステーブルコインの規制・監督に関して、FSBのハイレベル勧告を支持するとともに、FSB及び基準設定主体に対し、これらの勧告の実効的かつ適時の実施の促進を求めた。また、暗号資産に関するFATF基準のグローバルな実施の加速や、DeFi及び個人間で行われる取引（P2P取引）を含む新たな技術やイノベーションのリスクに関する作業への支持が示された。加えて、G20首脳宣言では、9月7日に公表されたIMF及びFSBによる統合報告書が歓迎され、同報告書に含まれたロードマップの今後の実施についてG20財務大臣・中央銀行総裁が議論することとされた。同報告書においては、FSBの作業と併せて、IMFが検討する暗号資産がマクロ経済に与える影響等の議論が盛り込まれている。
- ・ サステナブルファイナンスに関しては、2021年に策定された「G20サステ

ナブル・ファイナンス・ロードマップ」で推奨された行動を推進するための更なる努力が求められている。これには、2022 年の G20 で策定された「トランジション・ファイナンス枠組」の実施も含まれている。

- ・ サステナビリティ開示に関しては、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によって公表された 2023 年 6 月のサステナビリティ及び気候関連の情報開示基準最終化が歓迎された。
- ・ また、2023 年 6 月に公表された「サードパーティーリスク管理及び監視の強化」に関する FSB の市中協議報告書が歓迎された。当該市中協議報告書には、金融機関のリスク管理や金融当局のオーバーサイトを向上させるためのツールキットが含まれており、これらのツールキットが、金融機関のオペレーショナル・レジリエンスを高め、重要なサードパーティへの依存度の高まりから生じる課題に対処することに期待が示された。
- ・ その他の金融セクターの課題については、OECD 閣僚理事会で採択された G20/OECD コーポレート・ガバナンス原則の改訂版を承認するとともに、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチ、サイバーインシデント報告に関する FSB の市中協議報告書等が歓迎された。

○ 引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

（以 上）